

議案第 1 2 号

八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条 <u>第 1 1 項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条 <u>第 9 項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

